



一般財団法人 日本医学物理士会 入会金及び会費に関する細則

2015年6月1日

2023年4月12日 一部改正

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）の定款第36条に基づき、正会員、準会員、学生会員、賛助会員の入会金及び会費に関して定める。

2 定款による以外は、この細則による。

(入会金・会費)

第2条 本会の入会金は、次の通りとする。

- (1) 正会員 無料
- (2) 準会員 無料
- (3) 学生会員 無料
- (4) 賛助会員 無料

第3条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 6,000 円
- (2) 準会員 年額 6,000 円
- (3) 学生会員 無料
- (4) 賛助会員
 - I 会員 年額 5 万円
 - II 会員 年額 10 万円
 - III 会員 年額 20 万円

第4条 学生会員の資格は単年度ごととし、学生証の写しを提出した場合のみ認める。

(会費の免除)

第5条 本会の会員が長期療養、出産、育児、介護等の事情により休職している場合は、申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

(免除の申請)

第6条 本細則に基づき、会費免除の取扱いを受けようとするものは、申請書のほか、(別表) 証明書等を添付して本会に申請し、理事会の承認を受けるものとする。

2 理事会は、第1項の可否及び期間を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。



3 会費免除の申請期限は、申請理由が生じた日より1年以内とし、過去にさかのぼっての申請は認めない。

(期間)

第7条 会費免除の期間は各項に準じて行う。

2 本細則第5条に基づく会費の免除は原則2年を超えないものとする。ただし、所定の手続きにより更新することができる。

3 災害による被災の場合は、災害の程度によって免除期間を理事会が決定するものとする。

4 その他の理由による免除の期間は、定めがある場合を除き1年を基準とする。ただし、所定の手続きにより更新することができる。

(免除の対象者)

第8条 本細則に定める免除者の対象は、過去の会費が適正に納められている場合に限る。

(附則)

第9条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。ただし、第2条及び第3条の入会金及び会費の金額を改正する時は、評議員会の決議を必要とする。

第10条 この細則は、評議員の決議を得た期から適用する。

別表

申請理由	提出書類
長期療養	申請書及び事業主が発行する休業証明書、またはそれに準ずる書類
出産・育児・介護	
災害による被災	申請書及び市町村が発行する罹災証明書の写し ただし、生計を一とする世帯で会員が世帯主でない場合には、世帯主と会員が共に生計を営んでいることの証明書を加える
海外勤務	申請書及び事業主が発行する休業海外勤務証明書、またはそれに準ずる書類
海外留学	申請書及び留学の事実を証明する有効な書類（原則、留学先発行の在籍証明書）